



Contents

P2 フォトギャラリー

P4 トピックス

- (1) 企業会計審議会第 1 回会計部会の開催について
- (2) 車座ふるさとトーク in 富山の開催について
- (3) 流動性規制に関する Q&A の公表について
- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集（平成 26 年 12 月改訂版）の公表について
- (5) 「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」の開催について
- (6) 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要
- (7) 証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について

P10 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P13 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

P14 お知らせ

フォトギャラリー



東京証券取引所大発表会にて挨拶する麻生大臣
(1月5日)



東京証券取引所大発表会にて打鐘する麻生大臣
(1月5日)



東京証券取引所大発表会にて手締めする麻生大臣、越智大臣政務官 (1月5日)



財務局長会議にて挨拶する赤澤副大臣（1月29日）



財務局長会議にて挨拶する越智大臣政務官（1月29日）

トピックス

(1) 企業会計審議会第1回会計部会の開催について

平成26年10月28日に企業会計審議会総会が開催され、「国際会計基準の任意適用の拡大促進を図るとともに、あるべき国際会計基準の内容について我が国としての意見発信を強化するため、会計を巡る事項について必要な審議・検討を行う」との観点から、企業会計審議会の下に新たに会計部会を設置することが決定されました。

これを受けて、平成26年12月15日に会計部会の第1回会合が開催され、国際会計基準をめぐる最近の取組みについて、金融庁、日本取引所グループ及び企業会計基準委員会（ASBJ）から報告後、活発な議論が行われました。同会合においては、「IFRSの任意適用の積上げ」や「我が国としての対外的な意見発信」の重要性が改めて指摘されるとともに、「日本基準の更なる高品質化」や「会計人材の育成」等の課題に取り組むことの必要性が指摘されました。

※ 詳しくは、金融庁のウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「企業会計審議会」から「[会計部会](#)」（平成26年12月15日）にアクセスしてください。

(2) 車座ふるさとトーク in 富山の開催について

安倍内閣では、大臣、副大臣、政務官が地域に赴き、テーマを決めて、現場の方々と少人数で車座の対話を行い、生の声をつぶさに聞いて、政策にいかすとともに、重要政策について説明する「車座ふるさとトーク」を開催しています。

金融庁においては、平成27年1月19日（月）に越智内閣府大臣政務官（金融担当）が富山県富山市を訪問し、「お金と暮らし（金融経済教育）」をテーマに、富山市の大学生や教育関係者や消費者団体代表等の計14名の方々と「車座ふるさとトーク」を行いました。参加者から多くの御意見をいただきました。



車座ふるさとトークの様子



トーク後の記念撮影

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の [「車座ふるさとトーク」](#) にアクセスしてください。

(3)流動性規制に関するQ&Aの公表について

金融庁は、平成 26 年 10 月 31 日、バーゼル 3 に係る流動性カバレッジ比率について、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準」等の告示を公布しました。この告示は、国際的に活動する銀行を対象として、ストレス下において 30 日間に流出すると見込まれる資金を賄うため、短期間に資金化可能な資産を十分に保有することを求めるもので、平成 27 年 3 月 31 日より適用されます。

金融庁では、流動性規制を円滑に実施し、また、金融機関の流動性リスク管理の高度化に資するため、流動性規制に係る金融庁の現時点の考え方を「流動性規制に関するQ&A」としてまとめ、平成 26 年 12 月 11 日に公表しました。

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から [「流動性規制に関するQ&Aの公表について」](#)（平成 26 年 12 月 11 日）にアクセスしてください。

(4)「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集(平成 26 年 12 月改訂版)の公表について

金融庁では、「経営者保証に関するガイドライン」を融資慣行として浸透・定着させていくことが重要であると考えており、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組みを促しているところです。その一環として、ガイドラインの活用に関して、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、公表しているところですが、この度、金融機関等における取組事例を追加的に収集し、改訂版を公表しました。

これにより、金融機関等においてガイドラインの積極的な活用が促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくこと、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考としていただくこと、さらには、その他の経営支援の担い手の方々にとっても経営支援等の一助にさせていただくことを期待しています。

<掲載事例>

本事例集は、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」、「適切な保証金額の設定」、「既存の保証契約の適切な見直し」、「保証債務の整理」の4項目で構成されています。

経営者保証に依存しない融資の一層の促進（19事例）

- 経営者保証を求めなかった事例
- 経営者保証の機能を代替する融資手法を活用した事例

適切な保証金額の設定（4事例）

- 経営者保証以外の手段による保全状況等を考慮して、保証金額の設定、減額を行った事例

既存の保証契約の適切な見直し（7事例）

- 保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例
- 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例 等

保証債務の整理（5事例）

- 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例
- 事業再生 ADR を活用して保証債務を整理した事例 等

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から『[経営者保証に関するガイドライン](#)』の活用に係る参考事例集（平成 26 年 12 月 25 日）にアクセスしてください。

(5)「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」の開催について

平成 26 年 12 月 11 日及び 18 日に「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」を開催しました。

同会議は、平成 26 年 9 月 26 日に開催された金融審議会総会において、金融担当大臣から「決済サービスの高度化に対する要請の高まり等を踏まえ、決済及び関連する金融業務のあ

り方並びにそれらを支える基盤整備のあり方等について多角的に検討すること。」との諮問を受け、金融分科会の下に設置されました。

平成26年12月11日に開催された第7回会議においては、ウェルネット株式会社、独立行政法人国民生活センター、公益財団法人金融情報システムセンター及び日本銀行金融機構局金融高度化センター長の岩下氏から、それぞれ「収納代行サービスの現状と決済高度化への取り組みについて」、「消費者トラブルにおける決済手段とその現状」、「金融情報システムとFISC安全対策基準について」及び「情報セキュリティの観点から考える金融ITの将来像」と題してヒアリングを行い、その後、同会議のメンバーによる自由討議が行われました。

平成26年12月18日に開催された第8回会議においては、事務局及び株式会社全銀電子債権ネットワークから、それぞれ「決済に係るアジアを中心としたグローバルな連携・協力」及び「「でんさい」の現状と課題」と題してヒアリングを行い、その後、これら2つのテーマについて、同会議のメンバーによる自由討議が行われました。

また、第1回から第8回（前半）までの主な議論等を踏まえた「討議資料」について、事務局から説明を行い、これらを踏まえて、同会議のメンバーによる自由討議が行われました。

なお、当会議は公開ですので、どなたでも傍聴していただけます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「金融審議会」から[「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」](#)にアクセスしてください。

(6) 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要

中小企業金融の実態把握の一環として、平成26年11月に、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所47先を対象に、会員企業の業況や資金繰りの現状と先行き等について聴き取り調査を実施したところ、その調査結果の概要は、以下のとおりとなりました。

1. 中小企業の業況について、現状D. I. は前回調査に比べ3ポイント低下しています。なお、先行きD. I. は、前回調査に比べ6ポイント低下しています。

悪いと判断した場合の要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、次いで「仕入れ原価の上昇、販売価格への転嫁の遅れ」となっています。なお、「株式・為替等グローバルな市場変動の影響」の割合が前回調査よりも大きくなっています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪いと判断した場合の要因 (回答割合)					(単位: %)
	現状	先行き	① 原油・原材料価格等、仕入原価の上昇、及び販売先との関係による販売価格への転嫁の遅れ	② 需要の低迷による売上げの低迷	③ 競争過多による販売価格の下落	④ 株式・為替市場はじめグローバルな市場変動の影響	⑤ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①～④に該当しないもの) 例: 風評による売上げの低迷等	
製造業	▲19 (▲11)	▲17 (▲15)	45.9 (58.1)	27.0 (32.3)	16.2 (3.2)	8.1 (0.0)	2.7 (6.5)	
小売業	▲64 (▲60)	▲62 (▲38)	32.1 (25.9)	46.4 (54.1)	16.1 (16.5)	3.6 (2.4)	1.8 (1.2)	
卸売業	▲51 (▲49)	▲43 (▲34)	31.5 (20.9)	47.9 (58.2)	9.6 (14.9)	8.2 (3.0)	2.7 (3.0)	
建設業	9 (15)	2 (0)	57.1 (37.5)	35.7 (50.0)	0.0 (12.5)	7.1 (0.0)	0.0 (0.0)	
サービス業	▲26 (▲30)	▲28 (▲15)	17.0 (23.8)	57.4 (57.1)	21.3 (19.0)	4.3 (0.0)	0.0 (0.0)	
不動産業	▲11 (▲13)	▲15 (▲11)	15.8 (23.5)	63.2 (64.7)	21.1 (11.8)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
運輸業	▲43 (▲36)	▲36 (▲38)	53.7 (59.6)	23.9 (22.8)	16.4 (14.0)	6.0 (3.5)	0.0 (0.0)	
平均	▲29 (▲26)	▲28 (▲22)	35.5 (34.3)	42.5 (47.9)	15.2 (14.3)	5.4 (1.9)	1.4 (1.6)	

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪いと判断した場合の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。

(注3) 表中の括弧書は26年8月時点の調査結果

2. 中小企業の資金繰りについて、現状D. I. は前回調査に比べ4ポイント低下しています。なお、先行きD. I. は、前回調査に比べ6ポイント低下しています。

悪いと判断した場合の要因のほとんどが、「販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因」となっています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪いと判断した場合の要因 (回答割合)				(単位: %)
	現状	先行き	① 販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因	② 金融機関の融資態度や融資条件等	③ セーフティネット貸付・保証等、信用保証協会や政府系金融機関等の対応	④ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①～④に該当しないもの) 例: 風評による業績の長期低迷等	
製造業	▲21 (▲9)	▲19 (▲15)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
小売業	▲40 (▲43)	▲43 (▲43)	97.6 (95.1)	2.4 (4.9)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
卸売業	▲23 (▲26)	▲32 (▲21)	100.0 (96.3)	0.0 (3.7)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
建設業	▲9 (2)	▲11 (▲11)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
サービス業	▲19 (▲17)	▲28 (▲9)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
不動産業	▲20 (▲9)	▲22 (▲11)	85.7 (100.0)	14.3 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
運輸業	▲34 (▲36)	▲36 (▲36)	97.2 (100.0)	2.8 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
平均	▲24 (▲20)	▲27 (▲21)	97.4 (98.1)	2.6 (1.9)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪いと判断した場合の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。

(注3) 表中の括弧書は26年8月時点の調査結果

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要](#)」（平成26年12月19日）にアクセスしてください。

(7)証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について

「金融・資本市場に係る制度整備について」（平成22年1月21日）（以下、「制度整備」という。）では、先般の世界金融危機において認識された重要な課題の一つとして、「国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化」が盛り込まれました。これを受け、市場関係者において、証券決済リスク削減に向けた各取組みの実施時期・実行期限等を定めた工程表の作成や、工程表に沿った検討・対応が進められてきたところです。

金融庁では、市場関係者による、かかる工程表の作成や、工程表に沿った取組みは、我が国市場全体の決済リスク削減の進展につながるとともに、ひいては、我が国金融システムの安定に資すると考え、工程表に沿った取組みの実施を支援しています。

1. 国債取引

(1) 経緯及び進捗状況

「制度整備」による要請を踏まえ、平成22年6月29日、日本証券業協会、(株)日本国債清算機関（現在の(株)日本証券クリアリング機構）及び信託協会により、「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」（以下「国債工程表」）が作成・公表されました。その後、上記3者をはじめとする市場関係者において検討が進められ、平成22年12月以降半年毎に検討結果が公表されているところです。

平成26年6月以降、更に検討を重ねた結果、今般、(2)の通り各種の対応・合意がなされ、これを反映して更新された「国債工程表」が、平成26年12月17日に公表されました。

(2) 検討結果

平成26年11月26日に「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン」が公表されました。

今後、平成27年春を目途に、T+1化実施目標時期の合意形成を目指します。

2. 貸株取引

「制度整備」による要請を踏まえ、平成22年12月に(株)証券保管振替機構、(株)ほふりクリアリング及び市場関係者（証券会社、日本証券金融、信託銀行）により構成される貸株取引専門部会より、「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」が作成・公表されました。なお、今回更新は行われていません。

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について](#)」（平成26年12月17日）にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

「ファンド（組合など）取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。

↓
[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- ・その信用力などが保証されているものではありません。
- ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

↓
[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

(2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

(イ) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X : 03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

NAVY DIAL
 郵送・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第7号館 FAX:03-5251-2136
証券取引等監視委員会は国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
 Securities and Exchange Surveillance Commission
 "For Investors, with Investors"

(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン
<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>
 直 通：03-3506-6627
 電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口
<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>
 直 通：03-3581-9854
 F A X：03-5251-2198
 電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 26 年 12 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（第8回）議事次第](#)
- [金融モニタリング情報収集窓口](#)
- [コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）《コーポレートガバナンス・コード原案》～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～の公表について](#)
- [コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（第7回）議事次第](#)
- [「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的な成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリストの公表（第3回）について](#)
- [「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」（第8回）の開催について](#)
- [中小・地域金融機関の主な経営指標](#)
- [「金融庁の1年（平成25事務年度版）」の公表について](#)
- [議事録・資料等](#)

お知らせ

(1) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。
 1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。
《受付時間》
平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(2) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



(3) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスF S Aや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
証券取引等監視委員会	<u>「メールマガジン配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
公認会計士・監査審査会	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>

